十三万八千円」に、「百十四万千円」を「百十二万八千円」に、「十七万四千円」を「三十三万八千円」に、「百八十一万六千円」を「百六十二万千円」に、「三十九万九千円」を「四十七万九千円」に、「百十九万三千円」を「百十四万八千円」に、「三十四万九千円」を「四十八万二千円」に、「百十九万二千円」を「百十四万七千円」に、「三十四万八千円」を「四十八万千円」に改め、同表の三の項の㈠1中「三万二千三百円」を「四万三千三百円」に、「八千百円」を「二万三千百円」に改め、同項の㈠2中「二万五千三百円」を「三万六千三百円」に、「八千百円」を「二万三千円」に改め、同項の㈠3中「五千七百円」を「二万千円」に改め、同項の㈡中「六万二千三百円」を「六万八千三百円」に、「一万五千三百円」を「三万三百円」に改め、同項の㈢及び㈣中「三万千三百円」を「四万二千三百円」に、「一万八百円」を「二万六千三百円」に改め、同項の㈤中「二万五千三百円」を「三万六千三百円」に、「三千三百円」を「一万九千百円」に改め、同表の四の項の㈠中「百五十二万四千二百円」を「百四十四万二千円」に、「二十九万二百円」を「四十四万五千円」に、「百十三万五千二百円」を「百四十四万五千円」に改め、同項の㈡中「百八十一万二百円」を「百六十二万八千円」に、「十六万八千二百円」を「三十四万五千円」に改め、同項の㈢中「百十八万七千二百円」を「百十五万五千円」に、「三十四万三千二百円」を「四十八万九千円」に改め、同項の㈣中「百十八万六千二百円」を「百十五万四千円」に、「三十四万二千二百円」を「四十八万八千円」に改め、同表の備考一中「同時に」の下に「当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「それぞれ一の項の下欄に定める額から二千七百円」を「一の項の下欄の規定にかかわらず、同項の㈠の場合にあつては零円とし、同項の㈡の場合にあつては四十円とし、同項の㈢の場合にあつてはそれぞれ同項の㈢の下欄に定める額から八千円」に改め、同表の備考二中「同時に」の下に「当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「二千三百円」を「一万四千三百円」に改める。

第十六条の表の一の項の㈠中「以外の遊技機」の下に「（以下「未認定遊技機」という。）」を加え、「一万六千円」を「一万五千円」に、「二万七千円」を「二万五千円」に改め、同項の㈡中「認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二十円（検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機」を「二千八百円（検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあつては、五千六百円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四十円（特定未認定遊技機」に、「二千七百円」を「八千円」に改め、同項の㈢中「一万五千円」を「一万四千円」に、「二万七千円」を「二万四千円」に改め、同表の二の項の㈠中「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、「三千四百円」を「二千四百円」に改め、同項の㈡中「認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「二千四百円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二十円（検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機」を「五千二百円（特定未認定遊技機がある場合にあつては、八千円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額）に、未認定遊技機一台ごとに四十円（特定未認定遊技機」に、「二千七百円」を「八千円」に改め、同表の備考一中「九千三百円」を「六千八百円」に改め、同表の備考二中「七千四百円」を「六千八百円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十号

東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成二十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「食品衛生法第五十二条第一項の許可等」を「介護保険法第四十一条第一項本文の指定等」に改める。

本則中「平成二十五年二月二十八日」を「平成二十五年八月三十一日」に改め、第一号から第九号までを削り、第十号を第一号とし、第十一号から第十七号までを九号ずつ繰り上げ、第十八号から第二十一号までを削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定及び本則中第一号から第九号までを削り、第十号を第一号とし、第十一号から第十七号までを九号ずつ繰り上げ、第十八号から第二十一号までを削る改正規定は、平成二十五年三月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○総務省令第五号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十五年政令第二十八号）の施行に伴い、並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の規定に基づき、並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）を実施するため、地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月六日

総務大臣　新藤　義孝

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（地方自治法施行規則の一部改正）

第一条　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第二項中「、条例制定又は改廃請求のための署名収集委任届出書」を削る。

第十条第一項及び第二項中「、事務監査請求のための署名収集委任届出書」を削る。

第十一条第一項及び第二項中「、解散請求のための署名収集委任届出書」を削る。

第十二条第一項及び第二項中「、解職請求のための署名収集委任届出書」を削る。

第十二条の二中「、規約変更要請請求のための署名収集委任届出書」を削る。

別記投票用紙様式の一その一備考一中「この様式は、」の下に「地方自治法第八十五条第一項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による」を加え、同様式その一備考五中「地方自治法」を「地方自治法第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による地方自治法」に改める。

別記投票用紙様式の一その二備考一中「この様式は、」の下に「地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による」を加え、同様式その二を同様式その三とし、同様式その一の次に次のように加える。